浅口市立寄島中学校跡地利活用事業者公募 質問に対する回答書

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 応募資格に「応募事業者は、次に掲げる資格基準を満たす、法 | 実施要領 P.4 の「6 応募資格」に「応募事業者は、次に掲げる資 |
| | 人格を有する団体とします」との記載がございますが、法人格 | 格基準を満たす、法人格を有する団体とします。ただし、浅口市と |
| | を有する複数の団体による共同事業体(法人格を持たない)で | 賃貸借契約を締結するまでに法人格を取得見込みの団体の応募も可 |
| | の応募は可能でしょうか。 | 能とします。」と記載されておりますとおり、法人格を有しない共同 |
| | | 事業体での応募申請は認めておりません。 |